

千葉市建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領 改定概要

実施項目及び提出書類を簡素化することにより、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用が推進されるよう「千葉市建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」を改定しました。主な改定点は以下のとおりです。

1 実施項目の見直しについて

CCUS 活用工事として実施する項目について、以下の点を変更いたしました。

1) 事業者登録の達成基準の変更

「元請事業者及び、技能者登録の対象者が所属する下請事業者の登録が完了していること」としていたところを、「元請事業者の登録が完了していること」に変更。

2) 現場・契約情報登録の削除

現場・契約情報登録を実施項目から削除しました。

2 実施状況確認書類の見直しについて

実施状況確認書類の例として、以下のとおり就業履歴一覧（月別カレンダー）を追加しました。

実施項目	確認（提出）書類の例
①事業者登録	登録完了メール(写し)もしくは <u>就業履歴一覧(月別カレンダー)</u>
②技能者登録	登録完了メール(写し)もしくは <u>就業履歴一覧(月別カレンダー)</u>
③就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真及び <u>就業履歴一覧(月別カレンダー)</u>

3 工事成績評価における評価の変更について

工事成績評価における加点について、以下のとおり変更しました。

改定前	改定後
①②④の3つの基準を達成：1点	①～③の3つ <u>全ての基準を達成</u> ：1点
①～④の4つ全ての基準を達成：2点	

4 カードリーダー等購入費用の条件変更について

カードリーダー等購入費用として計上できる台数について、「1企業あたり3台を上限」を撤廃しました。※「1工事あたり1台を上限」は引き続きございます。